

資料4-1

内容

施行日
(予定)

介護保険法
改正

改正法案を平成26年2月12日国会提出。

(老健局)

平成27年4月1日

介護報酬
改定

3年毎に改定。

(老健局)

平成27年4月1日

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針
改正

介護保険法第116条に規定。都道府県と市町村は、この基本指針に即して、介護保険事業（支援）計画を策定し、施行。

(老健局)

平成27年4月1日

社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針
改正

社会福祉法第89条に規定。人材確保の基本的考え方、人材確保の方策等について記載。

(社会・援護局)

平成27年4月1日

介護雇用管理改善等計画
改正

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に規定。
介護労働者の雇用管理改善の推進や能力開発のための施策等について記載。

(職業安定局)

(現行)

平成26年4月1日

(改正案)

平成27年4月1日

介護保険法改正をはじめ介護諸制度の改定時期が平成27年4月1日であることを踏まえ、「介護雇用管理改善等計画」もそれらと相互に密接な関係にあることから、同時期に改定することとしたい。
省内の介護関係各部署と連携し、一体的かつ横断的な取組みの充実に努めていくこととしたい。